

## あるC o C o.（あるここ）訪問看護リハビリステーション運営規程

### 【訪問看護・介護予防訪問看護】

#### （事業の目的）

第1条 株式会社Groover's Arkが開設するあるC o C o. 訪問看護リハビリステーション（以下「事業所」という。）が行う指定訪問看護及び介護予防訪問看護の事業（以下「訪問看護」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の円滑な運営管理を図るとともに、要介護状態（介護予防にあつては要支援状態）であり、主治の医師が必要と認めた高齢者に対し、適正な事業の提供を目的とする。

#### （運営の方針）

第2条 訪問看護の提供に当たり、事業所の看護職員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。

- 2 事業所は指定介護予防訪問看護の提供に当たり、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能の維持回復を図り、生活機能の維持又は向上を図る。
- 3 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努める。
- 4 事業所は、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その療養上の目標を設定し、計画的に行うものとする。
- 5 事業所は事業の運営に当たって、地域の保健・医療・福祉サービスとの密接な連携を保ち、総合的なサービスの提供に努める。
- 6 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 7 指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供にあたっては、介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。
- 8 指定訪問看護のサービス提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医及び居宅介護支援事業所へ情報提供を行うものとする。
- 9 前8項の他に、神奈川県が条例で定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

#### （事業の運営）

第3条 訪問看護の提供に当たっては、事業所の看護職員等によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

#### （事業所の名称等）

第4条 訪問看護を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 あるC o C o. 訪問看護リハビリステーション

- (2) 所在地 神奈川県高座郡寒川町一之宮8丁目10-38  
ブルックハイツ店舗101号室

(従業員の職種、員数及び職務内容)

第5条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次の通りとする。

- (1) 管理者 看護師 1名 (常勤職員：看護職員と兼務)

管理者は、主治医の指示に基づき適切な訪問看護が行われるよう必要な管理及び従業員の管理を一元的に行うとともに、事業所の従業員に対し遵守すべき事項について指揮命令を行う。

- (2) 看護職員 7名

看護師 6名 (常勤兼務 1名 (管理者と兼務)、非常勤兼務 5名)

准看護師 1名 (常勤専従 0名、非常勤兼務 1名)

- (3) 作業療法士 1名 (常勤兼務 1名)

看護職員等は、主治医の指示による訪問看護計画 (介護予防訪問看護計画) に基づき指定訪問看護 [指定介護予防訪問看護] の提供に当たる。

(営業日及び営業時間等)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日・サービス提供日

月曜日から土曜日までとする。ただし、日曜日、祝日、12月29日から1月3日までは営業・サービス提供しない。

- (2) 営業時間 午前9時から午後6時まで

- (3) サービス提供時間 午前8時30分から午後7時まで

- (4) 上記の営業日、営業時間のほか、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

- (5) サービス提供日以外及びサービス提供時間外のサービス提供について、サービスの希望があった場合は応相談とする。

(訪問看護の内容等)

第7条 訪問看護の内容は、次のとおりとする。

- (1) 清拭、洗髪等による清潔の保持

- (2) 食事及び排泄等日常生活の世話

- (3) ターミナルケア

- (4) 褥瘡の予防、処置

- (5) カテーテル管理等の医療処理

- (6) リハビリテーション

- (7) 家族への療養生活上の助言・相談及び介護方法の指導

- (8) その他医師の指示による医療処置

- (9) 訪問看護計画書（介護予防訪問看護計画書）の作成及び利用者又はその家族への説明、および計画書に基づく指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の実施
- (10) 訪問看護報告書（介護予防訪問看護報告書）の作成

（緊急時・事故発生時等における対応方法）

- 第8条 看護職員は、指定訪問看護等を実施中に、利用者の病状に急変その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な処置を講ずるものとする。
- 2 前項について、然るべき処置をした場合には、速やかに管理者及び主治医に報告する。
  - 3 事業所は、利用者に対する指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。
  - 4 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録をするものとする。
  - 5 事業所は、利用者に対する指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

（利用料等）

- 第9条 訪問看護を提供した場合の利用料金は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用者の負担割合に応じて支払いを受けるものとする。ただし、支給限度額を超えた場合は、全額利用者の自己負担とする。
- 2 訪問看護を提供した場合の利用料金のほか、以下の場合はその他の利用料として支払いを受けるものとする。
    - (1) エンゼルケア料は、指定訪問看護等と連携して行う死後の処置をする場合に、次の額を徴収する。

20000円（死亡月に月1回算定）
    - (2) 長時間訪問看護料は、特別管理加算の対象者になる利用者以外で、90分を超えた訪問看護を行った場合に、次の額を徴収する。長時間訪問看護加算との併用はしない。

30分毎に4000円
    - (3) 第10条の通常の事業の実施地域を超えて行う訪問看護等に要した交通費は、公共交通機関を利用した場合はその実費を徴収する。なお、自動車を利用した場合の交通費は次の額を徴収する。

通常の実施地域を超えたところから片道1kmあたり20円
  - 3 利用料の支払いを受けた時は、利用者又はその家族に対し、利用料とその他利用料について記載した領収書を交付する。

（通常の事業の実施地域）

- 第10条 通常の実施地域は、寒川町、茅ヶ崎市、平塚市、藤沢市、大磯町、二宮町、海老名市、伊勢原市、厚木市、綾瀬市、横浜市（泉区、戸塚区、栄区）とする。

(虐待の防止のための措置)

第 11 条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、看護職員等に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 看護職員等に対し、虐待の防止のための研修を採用時及び年 1 回以上実施する。
- (4) 前（3）号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

- 2 事業所は、虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(衛生管理等)

第 12 条 事業所は、看護師等の清潔の保持及び年 1 回の健康診断を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。医療廃棄物については、事業所へ持ち込まず、利用者又はその家族が医療機関に持ち込む等して処理する。

- 2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
  - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等活用して行うことができるものとする。）をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
  - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
  - (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(相談・苦情処理)

第 13 条 事業所は、利用者からの相談、苦情等に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、提供した訪問看護に関し、介護保険法第 23 条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は市町村の職員からの質問若しくは照会に応じる等市町村が行う調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合においては、指導又は助言に従って必要な改善を行うこととする。
- 3 事業所は、提供した訪問看護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合においては、指導又は助言に従って必要な改善を行うこととする。

(秘密の保持)

- 第 14 条 事業所は、利用者の個人情報について「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」及び個人情報保護に関する法律を遵守し適切な措置を講じる。
- 2 従業者は正当な理由がある場合を除き、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らしてはならない。退職後も同様とする。
  - 3 事業所はサービス担当者会議等において、利用者又はその家族の個人情報を用いる場合はあらかじめ文書により同意を得ることとする。

(ハラスメント対策)

- 第 15 条 事業所は、適切な指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより看護師等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 2 相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備していく。
  - 3 事業所は、マニュアル作成や研修等を実施し、従業者に周知を図っていく。

(非常災害対策)

- 第 16 条 事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を 設けるとともに、所在する地域の環境及び利用者の特性に応じて、火災、地震、風水害その他の非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するものとする。
- 2 事業所は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(認知症高齢者に対する取り組み)

- 第 17 条 事業者は、認知症対応力の向上のため研修等を実施し、従業者の資質向上を図っていく。

(記録の整備)

- 第 18 条 事業所は訪問看護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結から 5 年間保存する。
- (1) 主治医の指示書
  - (2) 訪問看護計画書及び介護予防訪問看護計画書
  - (3) 訪問看護報告書及び介護予防訪問看護報告書
  - (4) 提供した具体的サービス内容等の記録
  - (5) 利用者に関する市町村への報告等の記録
  - (6) 苦情・相談等に関する記録
  - (7) 事故の状況及び事故に対する処置状況に関する記録
- 2 事業所は、従業員、設備、備品及び会計に関する記録を整備し、その終了の日から 5 年間

保存する。

(業務継続計画の策定等)

- 第 19 条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
  - 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営に関する留意事項)

- 第 20 条 事業所は、従業者の資質向上のために研修の機会を次の通り設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。
- (1) 採用時研修 採用後 1 ヶ月以内に実施する。
  - (2) 継続研修 年 1 回以上実施する。
- 5 この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は株式会社 Groover's Ark と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則 この規定は、令和 4 年 7 月 1 日から施行する。